

宮古島市EVカーシェアリング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 環境保全・低炭素社会への取組と、その普及啓発を目的として、市が公用車として導入した電気自動車（EV）を、休日において、主に市民で構成される団体等へ貸し出すこと（以下「EVカーシェアリング」という。）により、交通利便性の向上、環境保護に対する意識啓発、市の取組に対する理解・交流の促進を図る。

(貸出車)

第2条 EVカーシェアリングに用いる貸出車は、市が所有する電気自動車とする。

(対象者)

第3条 EVカーシェアリングの対象となる団体は、市内に所在するNPO法人、教育・福祉・スポーツ等の団体で、営利・宗教目的ではないものとする。

2 EVカーシェアリングにより貸し出された自動車を運転できる者は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 団体に所属する者
- (2) 普通免許取得から1年以上経過しているもの
- (3) 21歳以上の者

(対象活動)

第4条 EVカーシェアリングの対象となる活動は、EVカーシェアリングを利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）が実施又は参加する行事並びに催事に限るものとする。

(優先事項)

第5条 宮古島市が公務や行事等においてEVカーを使用する場合は、宮古島市を優先するものとし、貸し出しの制限をするものとする。

(使用許可)

第6条 利用団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、書面によりあらかじめ市長に申請しな

ければならない。これに変更があるときも同様とする。

3 前項の申請は、借受日の7日前（休日を除く。）より受け付けるものとし、それ以前の申請については受け付けないものとする。

（貸付条件）

第7条 車両の貸付に当たっては、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項を貸付の条件とするものとする。

- (1) 貸付車両の引き渡し、維持、修理および返納に要する費用は、借受人において負担すること。
- (2) 貸付車両は、転貸しないこと。
- (3) 貸付車両は、貸付目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 貸付車両は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返還すること。
- (5) その他必要な事項

（貸出場所）

第8条 貸出場所は、宮古島市役所平良庁舎地下駐車場とする。また、返還場所についても同様とする。

（料金）

第9条 貸し出しに係る料金は、無料とする。

（利用手続）

第10条 利用手続については、別に定める貸渡約款によるものとする。

（車両の管理）

第11条 貸出車両の駐車・保管・充電等は、利用団体が責任をもって管理するものとする。

（事故の対応）

第12条 事故により発生した対人事故、対物事故、自損事故、車両の損害は、運転手本人で加入する自動車保険（他車運転危険担保特約等）を優先するものとする。

2 前項の規定において、運転手が自動車保険に加入していない、又は他車運転危険担保特約等が優先できない場合には、市で加入する自動車保険の範囲内で補償を行うものとする。ただし、この補償額を超える金額が発生した場合、運転手の故意又は重大な過失による場合、若しくはこの要綱及び貸渡約

款に違反した場合には、運転手本人で負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。